

—前橋市役所—

りんこうかく 臨江閣を後世に残す 指定文化財（建造物）の修復整備事業について

1. はじめに

群馬県前橋市に所在する臨江閣は、明治17年（1884）創建の本館・茶室、明治43年（1910）創建の別館の3棟から構成された群馬県を代表する迎賓施設である。昭和61年（1986）に本館・茶室は群馬県の重要文化財、別館は前橋市の重要文化財に指定されていた。この臨江閣は、平成29年7月まで、前橋市が1年6ヶ月程かけて修復整備事業を実施してきた。前橋市として、主体的にかつ本格的に文化財の修復整備事業に関わったのは、本事業が初めてのことであった。今回は、この臨江閣修復整備について紹介したい。

2. 調査・設計は文化財保護サイドの仕事

別館は木造2階建、入母屋造、棧瓦葺の建物で、桁行29.2㍎、梁間10.9㍎、2階軒高10.4㍎を計る壮大な木造建造物である。明治43年、前橋市を中心として開催された一府十四県連合共進会の貴賓館として群馬県協賛会（群馬県）が設計施工し、共進会終了後、前橋市が譲り受け、公会堂、市役所、公民館として活用し続けてきた建物である。建築当時の契約図書、仕様書は群馬県立文書館で保存されているが、残念ながら設計図書は残されていない。今回の修復整備はこの別館を主な対象として行った。

文化財保護サイドの仕事として、別館は創建以来、大きな改変を受けることなく現在に至っていると想定されていたが、実際はどうか。昭和59年（1984）に調査が実施されているが、その後の経年変化等はどうか。東日本大震災などの影響はどうかなどの課題の抽出、市役所に残された工事関係図書や実際の建物の調査を行い、今後の活用方針を定めた保存管理計画（基本設計）を作成することができた。

3. 設計・施工は建築サイドの仕事

詳細設計業者、施工業者の決定は、基本設計の精査から建築サイドの仕事として、詳細設計業務の発注やその後の工事の発注となった。詳細設計、施工業者の選定にあたっては公募型のプロポーザル方式を採用し、文化財建造物への考え方、施工経験、市内業者の育成などの観点から業者を選定することと

なった。これを可能としてくれた、契約部門の柔軟な対応も事業のスムーズな実施に繋がった。

4. 施工中の調査

今回の修復整備は、半解体の状態で行った。その結果、調査が十分とは言えず、どうしても解体を伴う実施施工に併せて調査、記録を行う必要があった。このことから、施工業者の協力を仰ぐと共に文化財サイドで調査業務を別途発注することにより、文化財の修復としての記録と復原性の確保という課題を解決することができた。

5. そして、国の重文指定へ

文化財の修復で求められるのは、文化財としての価値の確保と可逆的な施工。そして、それを可能にする調査と記録である。今回の臨江閣の修復整備事業では、あくまでも、文化財の整備と言うことが必要最低条件のもと、創建期の姿の復原、文化財としての耐震性の確保、整備以後の継続的な活用を前提とした環境整備という課題をクリアし、平成29年度末には保存整備事業報告書を上梓することができた。そして、臨江閣は平成30年（2018）8月に国の重要文化財として改めて指定されることになった。



臨江閣別館外観

今回の整備事業は、平成23年（2011）から整備委員会を立ち上げ、その指導の下、市役所内部部局（文化財保護・建築・契約）の連携、建築調査・設計調査の為のNPO法人の活用、施工業者の協力が一体となって成しえた成果が、重要文化財の指定に繋がったと考えている。なお、事業の詳細については、保存整備事業報告書を参照願いたい。

（前橋市 教育委員会事務局 文化財保護課
専門員 小島 純一）